

青森公立大学長期研修制度運営規程

平成21年4月1日

規程第30号

改正 平成27年 3月規程第 2号

改正 平成30年 4月規程第16号

(趣旨)

第1条 本学における教育研究の一層の推進のため、長期研修制度（いわゆるサバティカル制度）を設け、その運営はこの規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 本制度の対象となる長期研修員は、本学専任教員とする。

(期間)

第3条 研修期間は、学期の期間にあわせた6箇月とする。ただし、学長が授業に差し支えないと認めた場合は、期間の延長を認めることがある。

(研修の種類)

第4条 研修の種類は、次のA種長期研修及びB種長期研修の2種類とする。

- (1) A種長期研修とは、公益財団法人青森学術文化振興財団助成金の獲得を伴い、かつ海外研修を含めた研修であり、当該助成金の交付決定額を限度として研修に要する費用を支給する。
- (2) B種長期研修とは、個人研究費等で対応する研修とする。

(申請及び選考)

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、研修計画、研修希望国名、研修希望期間、研修日程等を長期研修申請書（様式第1号）により、学長に申請するものとする。

- 2 長期研修員の募集は、当該研修実施年度の前年度の春学期中に行うものとする。
- 3 長期研修員の選考は、青森公立大学部局長会議規程（平成21年規程第13号）に基づく部局長会議において行うものとする。
- 4 選考においては、以下の4号の原則を尊重する。
 - (1) 原則として8～9セメスターに1セメスターの研修期間を確保する。
 - (2) 原則として当該年度のA種及びB種ともに3名以内とする。
 - (3) 教員の授業負担を考慮する。
 - (4) 大学運営への貢献を考慮する。
- 5 前項第3号及び第4号の方法については、別に定める。

(報告書の提出)

第6条 長期研修員は、研修終了後1箇月以内に、長期研修報告書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、研修先が海外であったときは、長期研修員は、帰国後直ちにその旨を学長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 長期研修の庶務は、事務局総務企画グループで処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前において、学則第8条、第13条及び別表改正に伴う経過措置に関する規程等を廃止する規程（平成21年青森公立大学規程第2号）による廃止前の青森公立大学長期研修制度運営規程（平成5年4月21日施行）の規定に基づき施行日以後における長期研修員に選考された者は、この規程の規定に基づき長期研修員に選考されたものとみなす。

附 則（平成27年3月規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月規程第16号）

(施行期日)

1 この規程は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の青森公立大学長期研修制度運営規程の規定によって長期研修員に選考された者は、この規程による改正後の青森公立大学長期研修制度運営規程の規定によって長期研修員に選考されたものとみなす。